

終活ニュースレター

第4号

2026年7月

～ 大切な財産を、家族の未来へ～

特集

家族の安心のために考える

家族信託による 財産管理

～ 家族でつなぐ、安心のかたち～

家族信託は、認知症や病気に備えて、大切な財産を家族に託し、管理や承継を行う仕組みです。

ご家族の状況に合わせて柔軟に対応できることから、近年注目されています。

今回は、家族信託の基本や仕組み、メリット・注意点について、わかりやすくお伝えします。



この号のポイント

- 1 家族信託の基本と仕組み
どのような制度か、仕組みを解説します。
- 2 家族信託のメリット
財産管理・承継における利点を紹介します。
- 3 注意すべき点と向いているケース
制度利用の際の注意点と、活用が適しているケースを解説します。
- 4 ご家族で話し合っておきたいこと
後悔しないための準備のポイントをお伝えします。



参考文献

- 法務省「家族信託に関する情報」
- 金融庁「信託の仕組みと活用について」
- 日本公証人連合会「信託に関する手続き」

※掲載日：2026年7月1日

<https://www.moj.go.jp/>
<https://www.fsa.go.jp/>
<https://www.koshonin.gr.jp/>



1 家族信託とは



家族信託とは、財産を持つ方（委託者）が、信頼できる家族（受託者）に財産の管理や運用、承継を託す制度です。認知症や病気などで判断能力が低下した後も、あらかじめ決めた内容に従って、財産を管理・活用することができます。

1 財産の管理を家族に託す



自分の判断能力があるうちに、信頼できる家族に財産の管理を託すことができます。

2 認知症後も安心して管理できる



認知症などで判断能力が低下した後も、家庭裁判所の手続き（成年後見制度）を経ることなく、信託契約に基づいて管理が続きます。

3 柔軟な財産承継ができる



財産をどのように承継するかを柔軟に決めることができ、家族の状況に応じた安心できる財産の引き継ぎが可能になります。

2 家族信託の仕組み



家族信託は、主に「委託者」「受託者」「受益者」の3つの立場から成り立っています。それぞれの役割を理解しておくことが大切です。

委託者（財産を託す人）



例：親・ご本人

自分の財産を信頼できる家族に託します。

受託者（財産を管理する人）



例：子ども
（信頼できる家族）

信託契約に基づいて、財産を管理・運用します。

受益者（利益を受ける人）



例：ご本人
またはご家族

信託財産から生じる利益（家賃収入・売却代金など）を受け取ります。

3 家族信託の主なメリット



1 認知症対策になる



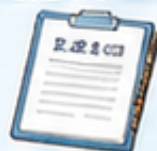
判断能力が低下した後も、財産の管理が継続できます。

2 柔軟な財産承継



家族の状況に応じた承継方法が選べます。

3 家庭裁判所の手続きを避けられる



成年後見制度のような煩雑な手続きが不要です。

4 家族の想いを実現できる



自分の想いに沿った財産の活用・承継が可能です。